

平成29年大川市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月10日(火)
開 会 午前9時30分から午前10時00分まで

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(14人)

会 長 田中 博文

1 番	柿添	博文	9 番	辻	正光
3 番	龍	靖男	10 番	吉川	康則
4 番	江崎	重俊	11 番	梅崎	正道
5 番	中村	博満	12 番	志牟田	文彦
6 番	貞苅	謙二	13 番	津村	浩二
7 番	植木	幸治	14 番	宮原	晶彦
8 番	古賀	林允	15 番	田中	博文

4. 欠席委員(1人)

2 番 井口 久美子

5. 傍聴人(0名)

6. 付議議題

議案第32号 農地法第3条許可申請について

議案第33号 農地法第4条許可申請について

議案第34号 農地法第5条許可申請について

報告第12号 農地法第18条第6項通知について

報告第13号 使用貸借の合意解約届出書について

7. 事務局

局長 柿添 量之 次長 相川 曜一 職員 高良 崇史

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成29年第11回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名中、14名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、2番の井口委員から欠席の連絡がありましたので併せてご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いします。

議 長 本日、ここに平成29年第11回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第32号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番については、譲渡理由が兄弟への贈与であります。下限面積等の許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1 番は申請どおり許可することに決しました。
以上で、議案第 3 2 号農地法第 3 条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第 3 3 号農地法第 4 条の許可申請についてを議題といたします。
1 番について、審議をお願いいたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)
1 番については、転用目的が貸駐車場であります。
申請地の農地区分は「都市計画法上の用途地域」である第 3 種農地であります。第 3 種農地の転用は「原則許可」ですので、立地基準を満たしていると考えられます。
資金については残高証明書で確認し、隣接農地からも承諾を得ていることや被害防除としてコンクリートブロックを設置することから、周辺の農地に支障が生じるおそれもないと考えられます。
以上のことから、立地基準及び一般基準ともに満たしていると思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

梅崎委員 1 番について補足説明いたします。
事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長

挙手全員であります。

よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

以上で、議案第 33 号農地法第 4 条の許可申請についての審議を終わりました。

次に議案第 34 号農地法第 5 条の許可申請についてを議題といたします。

1 番から 2 番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局

(議案の朗読及び説明)

1 番については、転用目的が一般住宅であります。

申請地の農地区分は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第 1 種農地であります。第 1 種農地の転用は「原則不許可」ですが、今回の申請は、不許可の例外の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、立地基準を満たしていると考えられます。

資金については、融資証明書で確認し、隣接農地からも承諾を得ていることや被害防除としてコンクリートブロックを設置することから、周辺の農地に支障が生じるおそれもないと考えられます。

2 番については、転用目的が一般住宅・排水路であります。

申請地の農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等」である第 2 種農地であります。第 2 種農地の転用は「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可しない」こととなっておりますが、申請者の転用希望地、面積の妥当性等から判断すると周辺の土地を検討することは困難であると考えられます。

資金については、融資証明書で確認し、隣接地も宅地に囲まれているため、周辺の農地に支障が生じるおそれもないと考えられます。

以上のことから、1 番から 2 番について、立地基準及び一般基準ともに満たしていると思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長

職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

柿添委員

1 番について補足説明いたします。

事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問題ない

と思いますのでご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
それでは、2 番について地元委員さん補足説明ございませんか。

宮原委員 2 番について補足説明いたします。
詳細は事務局から説明があったとおりです。担当の行政書士から連絡があり
現地を確認しました。隣接地も以前転用許可を受けており、立地基準についても問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
2 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、2 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
以上で、議案第 3 4 号農地法第 5 条の許可申請についての審議を終わりました。
次に報告第 1 2 号農地法第 1 8 条第 6 項の通知についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。

龍委員 申請番号 2 番から 4 番について約 2 ha の解約があっているようですが、なにか理由があるのですか。

津村委員 事務局の代わりに私が説明します。耕作者が高齢のため耕作できないとのことで解約となったものです。解約した農地については、地元の法人で耕作することとなり、9 月に利用権設定の申請をしています。

龍委員 わかりました。

議 長 その他、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第 1 2 号を終わります。
次に報告第 1 3 号使用貸借の合意解約届出書についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第 1 3 号を終わります。
以上で審議を終わりました。
次に、署名委員を氏名いたします。
7 番 植木 幸治 委員
8 番 古賀 林允 委員
を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。
以上で、第 1 1 回大川市農業委員会総会を閉会致します。